

下記のいずれかの工事に該当しますか。

- (1) 特定建設資材を用いた建築物又は建築物以外の工作物の解体工事
 - (2) 特定建設資材を使用する建築物又は建築物以外の工作物の新築工事等(解体工事以外の工事)
- 【※ 特定建設資材:コンクリート、コンクリート及び鉄からなる資材、木材、アスファルト・コンクリート】

該当する

該当しない

届出
不要

工事の対象はどちらですか。

建築物(※1)の工事

建築物以外
の工作物の工事

請負金額(※2)は税込みで
500万円以上ですか。

はい

いいえ

届出
必要

届出
不要

工事の種類はどれに
該当しますか。

解体工事

新築又は
増築工事

左記以外の工事
(修繕等)

解体する床面積(※3)
の合計は80㎡以上です
か。

建築又は増築する床面
積(※3)の合計は500
㎡以上ですか。

請負金額(※2)は税込
みで1億円以上ですか。

はい

いいえ

届出
必要

要綱の
届出(※4)

はい

いいえ

届出
必要

届出
不要

はい

いいえ

届出
必要

届出
不要

※1 「建築物」とは建築基準法に規定する建築物をいいます。

《建築基準法第2条第1号》

建築物 土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱若しくは壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）、これに附属する門若しくは塀、観覧のための工作物又は地下若しくは高架の工作物内に設ける事務所、店舗、興行場、倉庫その他これらに類する施設（鉄道及び軌道の線路敷地内の運転保安に関する施設並びに跨線橋、プラットホームの上家、貯蔵槽その他これらに類する施設を除く。）をいい、建築設備を含むものとする。

《建築基準法第2条第3号》

建築設備 建築物に設ける電気、ガス、給水、排水、換気、暖房、冷房、消火、排煙若しくは汚物処理の設備又は煙突、昇降機若しくは避雷針をいう。

※2 自主施工の場合の請負金額の考え方について

仮に請負工事とした場合における適正な請負代金の額で対象規模以上となるかを判断してください。

※3 床面積の考え方について

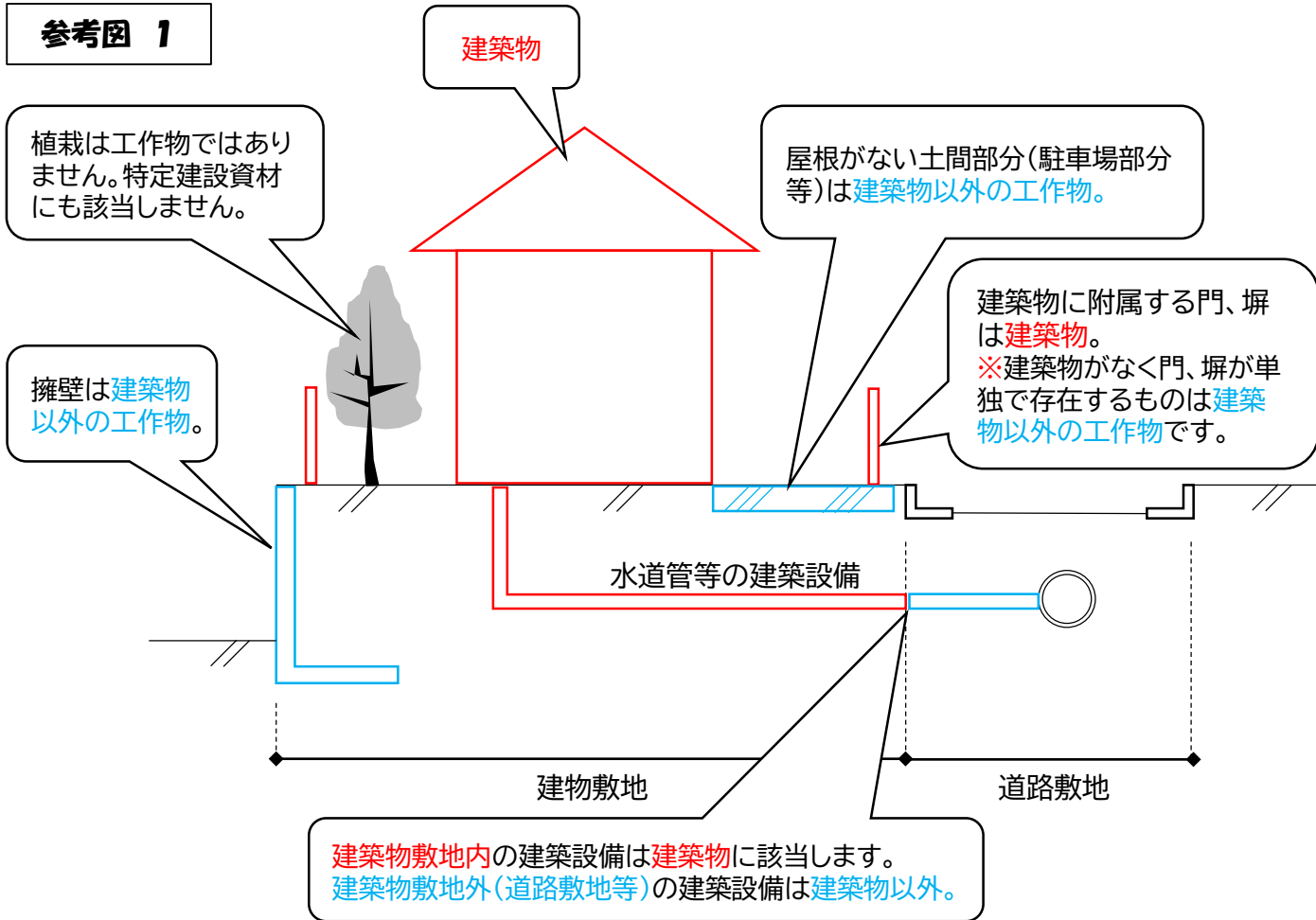
建築物の各階又はその一部で壁その他の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積です。屋根付きのカーポート、地下車庫等は建築物です。それらを合わせて解体又は新築・増築を行う場合はその床面積が算入されているか確認してください。

※4 床面積の合計が80㎡未満の建築物の解体工事について解体工事届出書の提出をお願いしています。

「横浜市 建築物の解体工事に係る指導要綱」に基づき横浜市内で行う小規模な建築物の解体について、同要綱に基づき「解体工事届出書」の提出をお願いしています。

建築物に該当するもの、しないもの 参考図解

参考図 1



参考図 2

